

生徒指導栄養

～ 生徒指導を進めるための栄養源に ～



#30 【ショッピングセンター等での迷惑行為等】

先日、ショッピングセンターから、中学生が店内を走っており、お客様に迷惑がかかっている旨の連絡がありました。ぶつかってけがをされた方もおられるそうです。

店内で走ったり、大声を出したりすることが迷惑行為になることはもちろん、次の行為も迷惑行為や犯罪になります。



- ① 店内を走り回って、別のお客様にぶつかり、骨折させた。【傷害罪】
- ② 「半額シール」をはがし、別の商品に貼った。【詐欺罪】
- ③ ビニール袋を必要以上に持ち帰った。【窃盗罪】
- ④ 家庭ごみをスーパーで捨てた。【威力業務妨害】
- ⑤ 故意に卵を割ったり、飲み物を開封したりした。【器物損壊罪】
- ⑥ 店員に対して、試食品を必要以上に要求した。【威力業務妨害】
【恐喝罪】

指導に当たっては、どの行為が迷惑行為や犯罪になるか考えさせる展開、犯罪名を選択肢から選ばせる展開、冬季休業前に教職員や生徒会が寸劇をする展開なども考えられます。

令和6年11月20日（水）

呉市教育委員会 学校安全課 生徒指導グループ

